# 古物商を取るにあたっての必要書類と手続き

## • 個人、法人登録において必要な書類

必要書類	個人	法人	備考	フル	ノーマル
古物商許可申請書	0	0		0	0
5年間の略歴書	0	0		0	0
住民票	0	0	事業主·役員·管理者全員	0	_
欠格事由に該当しない誓約書	0	0	事業主·役員·管理者全員	0	0
登記されていない証明書	0	0	事業主·役員·管理者全員	0	_
市区町村発行の身分証明書	0	0	事業主·役員·管理者全員	0	_
URL 使用権限を疎明する資料	0	0	ホームペ゚ージを使用して古物を 売買する場合	l	_
賃貸借契約書	0	0	営業所が賃貸の場合	_	_
使用承諾書	Δ	0	警察署の管轄によっては求 められる	0	0
中古車の保管場所証明資料	0	0	中古車を取り扱う場合	0	0
土地・建物の登記簿謄本	0	0	営業所が持ち家の場合	0	0
営業所在地図	0	0		0	0
法定代理人の許可書	Δ		申請者が未成年の場合	0	0
各種申立書	0	0	必要に応じて	0	0
<b>⇔</b> ± <i>n</i>		0	会社保管のもの	_	_
定款					

## 登記されていないことの証明書

東京法務局が発行する「成年被後見人・被保佐人に登記されていないこと」を証明するもの。「身分証明書」と内容が重複するが、後見登録制度は平成12年4月1日以降施行されたものであるため、今現在は、両方の証明書が必要になる。東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で申請できる。(出張所では申請できないので注意)郵送で申請する場合は、東京法務局後見登録課のみの取扱いになる。

**₹**102-8226

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階 東京法務局後見登録課

電話 03-5213-1234

※ 申請方法は、「登記されていないことの証明書の説明」(法務局HP)を参照のこと。

## • 身分証明書

本籍地の市区町村が発行する「禁治産者(被後見人)、準禁治産者(被保佐人)、破産者でない」 ことを証明してもらうもの。 各市区町村の戸籍課等で扱っている

### • 略歴書

最近 5 年間の略歴を記載した、本人の署名又は記名押印のあるもの。5 年以上前から経歴に変 更がない場合は、最後のものを記載し、「以後変更ない」「現在に至る」等と記載すること。

#### • 誓約書

古物営業法第4条(許可の基準)に該当しない旨を誓約してもらう書面。個人許可申請の場合において、申請者本人が管理者を兼ねる場合は、管理者用の誓約書を記載して提出すること(個人用と管理者用の2種類を提出する必要はない)。法人許可申請の場合において、代表者や役員の中に営業所の管理者を兼ねる方がいる場合は、その方については、管理者用の誓約書を記載して提出する(その方の役員用と管理者用の2種類を提出する必要はない)。本人が内容を確認のうえ、本人の署名又は記名押印すること。

#### 駐車場保管場所の賃貸借契約書のコピー

自動車等の買取りの場合、保管場所が確保されているかを確認するためのもの。賃貸ではなく 自社・自宅敷地内に保管する場合は、保管場所の図面や写真等保管場所が確認できる資料を添 付すること。

上記の書類のフォーマットは下の URL から

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetuzuki/kobutu/kyoka.htm